



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	貧困研究において「子どもを主体として捉える」とは； Ruth Lister著「Why Citizenship」を手がかりに考える
Author(s)	藤村, まどか
Citation	教育福祉研究, 17: 77-88
Issue Date	2011-11-01
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/47426">http://hdl.handle.net/2115/47426</a>
Right	
Type	bulletin (article)
Additional Information	



Instructions for use

# 貧困研究において「子どもを主体として捉える」とは —Ruth Lister<sup>1)</sup> 著『Why Citizenship』を手がかりに考える—

藤村 まどか

## 0. はじめに

本稿は、子どもの貧困研究において子どもを主体として捉えるとはどのようなことなのかについて論点を整理することを目的とする。

子どもの貧困に関する議論の難しさは、貧困研究で取られる手法に依拠している。貧困を研究する目的は貧困を解決することや少なくとも減らしていくことに置かれるべきである。そのため研究方法として貧困とはどのような状態のことを言うのか具体的に捉えるための実証研究が求められる。松本(2008)は「日本の貧困研究の実証研究の主流をなしてきたのは、生活構造論と社会階層論」であるが、この二つの論の立て方は「分析対象としている単位が『世帯』あるいは『世帯主の職業』であるので、子どもはその系として扱われ、子どもを主体として分析、理解するという点に射程が延びにくい」という難点があることを指摘する。そのため子どもの貧困に関する議論は、実証研究であるだけでなく「子どもを人生の主体としてとらえると同時に、発達の主体として理解する」という視点が重要である(松本、2008)。

それでは貧困研究において「子どもを主体として捉える」とはどのようなことを指すのだろうか。子どもを主体として捉えるという考えが顕著なのは「子どもの権利」に注目した議論である。この議論では子どもを「保護されるべき存在」から「権利の行使主体」と位置付け、家庭や学校、地域や福祉政策における子どもの立場や扱われ方の変化を求める<sup>2)</sup>。

だが貧困研究の視点から考えた際、子どもを権利の行使主体として位置付けることがそのまま子

どもを主体として捉えるということになるのだろうか。子どもの貧困を考える時、はじめに子どもが社会的不利や構造的制約を現実を受けているということを認める必要がある。しかし、権利という視点はある意味規範的なものである。そのため現実で起こっている構造的制約などを一度取り外して子どもを捉えるということになり得る。よって、貧困研究の領域で権利という視点のみから考えると、子どもの現実生活を見逃してしまう恐れがあるのではないだろうか。そのため貧困研究において子どもを主体として捉える際には、権利以外の、または権利という視点との間を繋ぐ新たな視点が必要である。

## 1. イギリス貧困研究におけるシティズンシップ議論—普遍性との関連から

イギリスでは、貧困の社会的不利と不平等に対する社会政策を考える上で「シティズンシップ」という概念を用いる一つの潮流がある。この潮流におけるイギリスの社会学や社会政策の研究領域では、T. H. Marshall のシティズンシップ概念を元にする議論展開が一般的である。Marshall (1950、翻訳1993)は「シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である」と定義する。また「この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」と述べる。

有賀(2008)によれば、このMarshallのシティズンシップ論は「普遍主義やリベラリズムを基調として市民権を法的権利の問題として捉える『社会的リベラル』の潮流」である。この「社会的リ

ベラルたちは、人びとの間の生物学的・社会的・経済的・文化的立場などの差異にかかわらず、その政治共同体に生まれながらに、あるいは移民や婚姻等によって永住することになったあらゆる人を法の下に平等かつ自由な市民として定義している（有賀、2008）。また、リベラル・シティズンシップ論は、政治共同体のメンバーには等しく自由を分配するという側面から、「普遍性(universality)」という特徴を持つこととなった（有賀、2008）。

リベラル・シティズンシップはこのように「普遍性」や「普遍主義」によって特徴づけられた。しかし、リベラル・シティズンシップの限界は「まさにこの『普遍性』という構想が内包する自己矛盾にある」といえる（有賀、2008）。つまり普遍主義によって政治共同体が人間の多様性を排除し「個人を個人として平等に扱おうとするとき、歴史的にマイノリティの立場に置かれてきた人々にとって、その政治的共同体への帰属は、マジョリティの価値観や流儀への『同化』の強制」を意味する危険性を持っている。（有賀、2008）

このような議論の中で Lister (2003) はフェミニズムの視点からシティズンシップを捉え「差異化された普遍主義(differentiated universalism)」という自身の概念に立つ。金子ら (2009) によれば、この概念は「普遍性と多様性や差異との創造的な緊張の間に立ち、そして多様性から由来し得る諸分割や排他的な不平等に挑戦する」、「批判的」な普遍主義のことを指す。また「差異化された普遍主義」を元に構成されるシティズンシップとは、「差異を通して、そして差異を交差して定義されるような、普遍的シティズンシップ」の包括的概念である（金子ら、2009）。

さらに Lister (2004、翻訳 2011) は、Marshall が提起した「市民的・政治的・社会的なシティズンシップの権利」は「不可分の相互依存的なもの」であり、「人間の尊厳と尊重・敬意（ルビ：原文）」にとって死活的に重要なものとして理解している。また、Lister (2004、翻訳 2011) はシティズンシップを「抽象的で普遍化された〈人権〉の具

体的解釈・概念化」と考える。そして「シティズンシップの意味にとって参加が中心である」ことに触れ、シティズンシップは「権利と責任をとまなう地位とともに、主体的行為（ルビ：原文）をふくめた実践をも表している」とする（Lister、2004、翻訳 2011）。

では、貧困状態に置かれた人々のシティズンシップはいかなる状態なのだろうか。貧困は様々な欠如を伴う。「貧困にともなう物質的・個人的・文化的・身体的な資源」や周囲からの尊重・敬意の欠如は、公的な場への参加というシティズンシップの権利から貧困状態に置かれた人々を遠ざける働きをする<sup>3)</sup>（Lister、2004、翻訳 2011）。よって、ある社会における市民がシティズンシップを得るためには最低限の所得とサービス水準が必要であるという考えが、シティズンシップ概念により導かれる。この考えは「貧困者」と「非貧困者」という区別を超え、社会の全成員が獲得すべき生活そのものを強調することにつながる（Lister、2004、翻訳 2011）。

このように「反貧困政策を幅広い政策議論のなかに埋め込む」ことで、「貧困が他の政策問題と重なっていることを強調するとともに、貧困問題を『残りもの』として扱う傾向」に対抗できる（Lister、2004、翻訳 2011）。だからこそ、貧困研究においてシティズンシップを考えることは重要なのだ。

Lister のシティズンシップ議論は、権利という側面からだけでなく、貧困状態に置かれた人々の行為主体性を認めた上で、物質的・経済的側面だけでなく尊重・敬意といった象徴的な側面の重要性を述べる形をとっている。本稿ではこれを子どもに拡張する形でもう一度考えてみたい。そのためにシティズンシップを子どもという視点から考えている Ruth Lister 著「なぜシティズンシップなのか：どこで、いつ、そしてどのように子どもたちに応用するのか<sup>4)</sup>」という論文の紹介を行う。そしてその理解を通じ、子どもの貧困研究において子どもを主体として捉えるとはどのようなことなのか論点を整理していく。

「なぜシティズンシップなのか」の構成は以下の通りである。筆者は次章でこの構成に沿う形で論文の紹介を進める。

導入…本章ではシティズンシップ概念の広範化について述べている。

1. 子どものシティズンシップの描写…本章では既存の論文における子どものシティズンシップの取り扱われ方について述べている。
2. 子どものシティズンシップの詳細な分析—
  - A. メンバーシップ、B. 権利、C. 責任、D. 地位の平等・リスペクト（尊重・敬意）・承認…本章ではシティズンシップの本質的な構築物である四つの概念に焦点を当て論じている。
3. フェミニストの評論からの教訓—A. キャパシティー、B. (自立)と依存、C. 公私の境界線と力、D. 平等か差異か…本章では女性がシティズンシップを制約されていたと論じるフェミニズムの議論から、子どものシティズンシップ概念を広げる議論を述べている。

結論…本論のまとめを行っている。

## 2. 「なぜシティズンシップなのか：どこで、いつ、そしてどのように子どもたちに応用するのか」紹介<sup>5)</sup>

### (1) 導入

Lister は本章で、権利としてのシティズンシップという概念を超えたより広範なシティズンシップの概念化を導く。Werbner と Yuval-Davis によれば「シティズンシップはもはや『個人と国家の形式的な関係』という点から単純に理解するだけでなく、アイデンティティ、社会的身分、文化的前提、制度上の慣習および所属 (belonging) の感覚によって屈折したより総合的な関係である」という。

このシティズンシップの広範な概念化は、「生きたシティズンシップ (lived citizenship)」という理解を導き出す。これは「シティズンシップは実際人々の生活や習慣の中にある」ということであ

る。この生きたシティズンシップのために権利を語る意義は政治的・文脈的意義によって異なる。例えばブラジルの人々は、市民としての扱いを受けていなくても自身の権利のために奮闘しているという理由から自身を市民として考えている、という研究がある。彼らはシティズンシップの権利を法的で完成されたものとして理解するだけでなく、戦いを通して構造化する過程そのものとしても捉えているのだ。

ここで Lister は積極的な参加の慣習としてのシティズンシップの概念と、一連の権利としてのシティズンシップの間をつなぐ概念として、「ヒューマンエージェンシー(人の行為における主体性・行為能力)」を挙げる。この概念に沿って考えると、「慣習としてのシティズンシップはヒューマンエージェンシーの形式を表すものであり、権利としてのシティズンシップは人々がエージェント (行為主体者) として活動することを可能にする」という<sup>6)</sup>。

そして今後の議論で、子どものシティズンシップというレンズを通してシティズンシップの本質的な側面に焦点を当てていく。

### (2) 子どものシティズンシップの描写

Lister は本質的な側面に焦点を当てる前に、本章にて既存の論文で描写された子どものシティズンシップがどのようなものなのかを整理する。子どものシティズンシップについて書かれた論文として、「シティズンシップについての論文」と「子ども期に関する論文」がある。前者では「典型的には、子どもを全く無視するか、無条件にシティズンシップと大人であることを同一視するか、子ども達を未来の市民として表現してきた」。典型的な例として Marshall は「子ども達と若者を『発達過程の市民』として言及」しているが、これには「子どもと若者のシティズンシップが未来志向の構造であるという危険」を孕んでいるという。「シティズンシップは今ここにいる子どもたちを意味している、ということに焦点を当てはじめた」のはごく最近の傾向であり、かつ不完全な状態なのだ。一方後者においては、「子ども達は市民であ

ると単純に主張することでこのような将来の構造化に対抗する」状態であり、この両極端の間にはまだ長い距離があるという。

上述のように子ども期の論文におけるシティズンシップの主張はまだ単純なものであるが、「シティズンシップと子どもの関係についての我々の理解は、我々が子ども達をどのように見るかに依拠している」という理由から、それを示唆する子ども期の論文は重要である。Lister は子どもの見方として「市民であること」と「市民になること」をあげる。前者は子どもを「エージェンシー（行為主体性）を持った社会的な行為者」とする。よってこちらの見方のほうがより子どもを積極的な市民として捉えている。一方後者は子どもを「大人の政策や慣習を受け取る対象として構造化」し「シティズンシップは潜在能力であり将来到達する地位として」考える。

また Lister は、子どもたちは一つのカテゴリとして描かれている、つまり「子どもという人物は統合されているために、同質で区別されておらず、人種・エスニシティー・ジェンダー・階級・障害について語られることはない」と論じる。大人とシティズンシップとの関係が上記の社会区分によって変わっているのと同様に子どものシティズンシップの関係も社会区分によって異なるため、年齢という要素のみで論じるだけでなく「次の段階では子どものシティズンシップをより分化して分析する」必要性を述べている。

だからといって年齢というキーワードが不要なのではない。年齢は「『子ども』というカテゴリの内部の（強調：Lister）潜在能力との関係を定義する」ことに導く。つまり、同じ子どもであっても年齢によって持っている能力が異なるという考えに導く。Roche の「『より若い子どもと若者』の間の区別」によれば、「子どもの生活に影響する意思決定において子どもの参加を増やすという議論は、実質的にも理論的にもより年上の子どもがそうすることを強いる」としている。一方ユニセフの報告は「能力は年齢とともに発達するけれども、実際には実年齢と子どもが得る能力は、一方

では彼らの生活経験と社会的・文化的環境によって、他方では能力の性質とそれらが行使されることを必要とされる状態によって、異なっている」と述べ、年齢という基準だけで子ども達の能力を判断することに警笛を鳴らす。そのため全ての年齢の段階において「『潜在能力をリスペクト（尊重）するための子どもの権利』に対する、また子どものエージェンシーに対する尊重があるべきである」と主張する。

### （3）子どものシティズンシップの詳細な分析

Lister は本章において、子どものシティズンシップを構築するものについて詳細に述べていく。核となるのは Hill と Tisdall によって主張された以下の論点である。

「『子ども期』と『シティズンシップ』という概念のどちらも共存できる。この論点は、どのように『シティズンシップ』を子ども期の定義として定義づけるかということと同様に依拠している。確かに、『シティズンシップ』という定義は明確に子どもを含むというように作れるかもしれない。…しかし、そのような『シティズンシップ』の定義はその概念の基礎的な構築物 (building blocks) を維持できるのだろうか？」

Lister はこの論点を受けて、シティズンシップの基礎的な構築物として「メンバーシップ（一員であること）・権利・責任・地位の平等」をあげ分析していく。

#### 1) メンバーシップ

Lister は初めにシティズンシップ集団と子どもの関係について述べる。その関係は大人とシティズンシップ集団の関係とは異なるとし、シティズンシップ集団の種類によって関係の強弱が異なるという。だが、「ある程度メンバーシップは所属の感覚に関すること」であるため、関係の強弱がそのままメンバーシップの強弱につながるわけではない。

現代のシティズンシップの論文では、市民としてのアイデンティティ形成とシティズンシップを関連付けて述べている。ある調査からは、若者が自身をシティズンシップとして同一視するために

は多くの要因があることが明らかになった。その要因には「年齢だけではなく、社会階級・有給の仕事／集団への参加の経験」を含み、更に「敬意を持って扱われてきた、また影響力のある発言権を持ってきていたという感覚」のような「より主観的な要因」も含んでいる。若者の場合のように、シティズンシップが子どものアイデンティティの初めの要素になるわけではない。だがこれは子どもが「市民として敬意を持って扱われているという経験を得る」ことや、参加する機会において発言権を認める重要性を表している。

また、どのような場所に参加するのかということも重要である。求められる一つとして、ポリティカルな場への子どもの参加がある。ポリティカルな場では大概子どもは排除されている。よってこの場に子どもがメンバーとして参加することで「ポリティカルなアイデンティティと主体性の関係におけるシティズンシップ」を捉える視野が広がる。しかし子どもが市民集団においてメンバーシップを要求するためには、まず初めにその市民集団に「一員として」受け入れられなければならない、受け入れの可否は子どもが自身で参加するための能力があることを明示できるか否かに依拠するという問題もある。

Lansdown は若者の発言の多くは「子どもに向けてだけでなくそのコミュニティ中のその他の人に向けても利益がある」提案であると述べ、子どもと若者がポリティカルな意思決定に参加する意義を説く一方で、他方では「『あらゆる問題の解決策として若者の声を』扱うこと」に警告を与える。なぜなら若者に単に「参加の構造と機会を確立する」だけでは若者の有効性は保障されず、形式的な参加になり得る危険性もあるからである。よって決定的に重要なのは「意味ある活動をする機会」を認め、その場を保障できるかどうかなのだ。

この「実際的なイニシアチブに参加する関係の質」について、Neale は「正当な承認とリスペクト（尊重・敬意）がないと、参加は中身の無い行為」になり得ると述べる。そのため「本当のシティ

ズンシップ」とは「大人の慣習と態度の文化を作り変える方法の追求を意味」している。よって大人には「子どもを含めた参加の構造と文化を發展させるという主要な責任」がある。また Ben-Arieh と Boyer が子どもの参加の否認は「子どものウェル・ビーイングと現在そして未来のシティズンシップ」を認めないことであると言うように、参加は「シティズンシップの慣習と（道徳的な）権利の両方」を表している。

## 2) 権利

Lister は「参加の権利は子どもと若者にとって特に重要である」とする。なぜなら「彼らは投票を通じて声を表すことができない」からである。参政権の欠如は子どものシティズンシップとしての身分を作り替える危険性がある。その理由は「参政権なしには人は完全な市民ではないと主張される」ことがあり得るからだ。

このように子どもや若者が政策過程に含まれる必要性が主張される一方で、当の若者自身が必要しも参政権を求めているわけではないという調査もある。ある研究では投票年齢の引き下げに賛成の者と反対の者がいた。前者の意見の根拠は「投票権なしには自分達は耳を傾けられていないまたはリスペクト（尊重）されていないと感じ」また、参政権を得ることによって「自分達が所属しており『完全な』または『適した』市民だと感じる」ことができるからだった。また後者の意見の根拠は「投票を可能にするのに必要な知識が自分には欠けていると考えている」からだった。

続いて、国連子どもの権利条約が普遍的で道徳的・倫理的な人権を述べていることに触れ、法的に執行可能な権利をもたらすシティズンシップの権利として、教育の権利や社会保障の権利をあげる。特に社会保障の権利に関して、Lister は「異なる年齢で子どもは異なるシティズンシップの権利（公民権、参政権、社会権）を得る」と指摘し、「この確固としたモデルは子どもの実際のそして異なる能力を反映していないとしても、これは、どのように『年齢は多くの社会における公的な権利の獲得の重要な決定要素となるか』を反映する」

と主張する。

Lister は大人のシティズンシップの権利からの子どもの排除は、「子ども達の養護の必要性和大人への依存という根拠のもと正当化されている」と述べる。この大人への依存という根拠に対し、今日『責任をもった』子ども』という言われ方がするようになったことを述べ、次節でシティズンシップ理論における責任の持つ意義を考えていく。

### 3) 責任

Lister は初めに「シティズンシップとしての子どもの責任の二つの重複する側面」について述べている。一つ目が「(法によって) 押し付けられるまたは国家によって仕向けられるという側面」、二つ目が「子どもが自発的に行使するという側面」である。現在シティズンシップは「権利と同じくらい責任も含んでいると解釈されてきている」ため、子どものシティズンシップを議論する時には、責任という観点を見失わないことが重要である。

一つ目の側面について、Such と Walker は「子どもは悪事という文脈においてのみエージェンシーと自立性を認められるようである」と述べる。そしてそのような文脈だけでなく子どもの日常生活における責任もまた重要なものであり、それを「承認することから引き下がることは…子どもの社会的なシティズンシップを否定する役目をする」と主張する。また、Lister は二つ目の側面について、責任の形態は「文化的・社会経済的な文脈やジェンダーによって異なる」ことに注意しながら、子どもが公私両方の範囲において仕事を引き受けることで、どのように責任を取るかについて述べている。私的な範囲では「年下の世話をする役割を引き受けている子ども」が取る責任があり、これは特に女の子に多く見られる。公的な範囲では「子どもと若者の間における相当多くの公式・非公式の自発的で社会的な活動」があるという。

また責任の行使という観点から子どもを「発達過程における行為者」として再検討することも必要である。Lister は新興の子どもの運動のような

参加は責任を促進すると述べ、更に子どもの責任能力を認めることは「子どもの独特の観点への尊重を促すものと同様の役割を果たす」という研究もあると指摘する。

### 4) 地位の平等・リスペクト (尊重・敬意)・承認

Lister はリスペクト (敬意) を持って他者を扱うことは「シティズンシップの主な責任」であるという考えと、Neale の「承認・リスペクト (尊重・敬意)・参加の権利として」の子どものシティズンシップの定義を対照させる。そして Neale の定義をシティズンシップの「『下からの』評価 (accounts “from below”）」とし、これは「包括したシティズンシップの重要な要素として、承認とリスペクト (尊重・敬意) を定義づける」という。しかし、対照的ではあれこれらの論文の共通のテーマは「子どもと若者が行使する責任への承認とリスペクト (尊重・敬意) の欠如」であると指摘し、「これは、子どもはリスペクト (尊重) されておらず、それゆえ市民として真に平等な地位を享受していないという広範な感覚を反映する」ものだと主張する。また、これは特に貧困の中で育てられた子どもに言えることである。なぜなら貧困にあることは「リスペクトされない扱いに直面させられる」ことであり、それは特に子どもを傷つける効果を発揮するからである。

### (4) フェミニストの評論からの教訓

本章ではフェミニストの議論と子どものシティズンシップとの関係の間にある類似点について述べられている。Lister はジェンダーとシティズンシップの関連について「承認の欠如は国家における『完全参加』からの排除と周辺化を含意する」と主張してきた。そして「新興の子どもの運動は承認に向けた戦いとして理解」することができるとし、承認の欠如と参加からの排除という点でフェミニストがシティズンシップ議論の中で対抗してきたことと共通しているとする。その共通性を踏まえて、子どものシティズンシップ議論を広げるジェンダー研究の議論をあげていく。

#### 1) キャパシティー (潜在能力)

Lister は初めに、フェミニストがシティズン

シップの伝統的な意味を支持する男性のフレームワークを暴露してきたように、大人のフレームワークは子どもを大人の基準で測り、シティズンシップへの子どもの関係の特質を無視するものであると述べている。そして、シティズンシップからの女性の排除を正当化するために使われた理由と類似する、今日の子どもの排除を正当化するために使われている理由をあげる。それは子どもとは「著しく能力が欠けており、特に合理的な能力が欠けており、そして従属物である」というものだ。したがって子どものシティズンシップの挑戦の焦点は、潜在能力をいかに定義するかということと、「子どもは能力が欠けているという支配的な前提」にどう対抗するかということである。

Alderson は、能力は子どもの実力と同じように見る人次第であると主張する。これは子どもの能力を定義し評価するための新しい方法を発展する必要を指摘している。例えばシティズンシップの能力の有無は子どもの年齢に比例するとした典型的な見方への批判として、Marchant と Kirby は「幼い子どもたちは年上の子どもたちや大人とは異なる能力を持っている。しかし彼らは本来無能ではない」と主張する。

これらの主張があるにも関わらず、「子ども期の能力の発達上の特質は、未熟や無力に対する成熟や有能という二分法」によって省かれている。この二分法こそフェミニストのシティズンシップ理論が対抗してきたものであり、Wintersberger が「性別や年齢の関係は基本的に異なる特質であるにも関わらず、ジェンダーと世代間の関係の両者は二分法を使っており、これは差別待遇や周辺化、そして排除に向けてより開かれている」と述べるように、子どものシティズンシップ理論もこの二分法への対抗が必要となる。

また、Lister は参加と潜在能力の関係にも触れている。「子どもは直接的な経験を通して能力と自信を確立する。つまり参加はより大きなレベルの自信に導く。これは同様に参加の質を高める」というユニセフの報告をあげ、参加と自律性・自立の感覚の相互作用を指摘する。

## 2) (自立と) 依存

フェミニストの議論と子どものシティズンシップ議論の二つ目の共通点として、Lister は「子どものシティズンシップの障害」と言われる依存について述べている。Jones と Bell が「シティズンシップは経済的な自立なしには意味がない」と主張しているのが真実であれば、工業化した社会における子どもは経済的な自立を完全に欠いている。

Lister はここで、子どもの社会保障の権利はすべて大人が代理人となることを指摘する。これに関してフェミニストの議論では「女性の社会保障に向けた権利は個々に扱われるべきであり、パートナーを通して取り次がれるべきではない」と主張するが、この主張を子どもに応用するのは困難である。なぜなら「子どもたちが学校に通うよう要求されている社会では、子どもは自分自身を支えるための賃金を稼ぐ可能性を有していないし、そのため彼らを保護する責任がある親か他の大人に経済的に依存する必要がある」からである。だが Lister は、「彼らの大人の保護への当然の経済的な依存は、彼らのシティズンシップへの主張の価値を減じるために使われてはならない」し、「保護に向けた必要から引き出される子どもの経済的依存は、社会的な（強調：Lister）市民としての完全な権利とは両立しないかもしれないが、それは子どもが積極的で参加している（強調：Lister）市民であるという主張」を無くすものになってはいけないと指摘する。

そのため、依存と参加の権利の両立の議論が必要となる。Stasiulis は「完全に自治権のある人々だけが参加権を享受することを含意する権利のフレームワークは、個人の自立を標準化する」と述べ、子どものシティズンシップモデルには、「保護と参加権の相互の補強」が不可欠であると述べる。また Iris Young は「自律 (autonomy) (選択を作り選び出す能力) としての自立と、自信 (self-sufficiency) (『必要を満たし人生の計画を実現するのに誰からの助けも支えも必要としない』) としての自立の間」を区別する。Lister はこれを受け

て「シティズンシップに関連する自律 (autonomy) は錯覚の自信 (self-sufficiency) を必要としない」とし、「選択を作り選び出す能力」には必ずしも経済的な自立 (=self-sufficiency) は必要ではないと述べる。

さらにフェミニストのフレームワークにおいては「携わった仕事はシティズンシップの責任の行使として承認される」とし、「ケア提供者でもある子ども」のように子どもが大人に経済的に依存しながらも自立し参加していることを主張する。

### 3) 公私の境界線と力

この節では子どもが公私の境界線でどのように扱われるかという事を述べる。Lister は「ケアと子どものシティズンシップは公私の境界線によって変化する」と述べる。Cohen は、結婚した女性が仕事を辞め(=「夫に公的なアイデンティティを割譲し」、家庭に入る場合、女性が男性の私有物として扱われるように、子どももまた親の私有物として扱われると主張する。このように子どもは公的な領域から排除され、大人の支配下の領域に集められている。これはより幼い子どもの場合には、危険の直面に対する保護を指し、より年上の子どもの場合には「より広い社会集団の危険因子として見なされる治安を乱す子ども」として大人の支配下に置かれることを指す。

また子どものシティズンシップの解釈は力関係に焦点を置く。「女性と子どもの経済的な依存の両方が不平等な力関係と近く繋がれて」いる。Hill と Tisdall が言うように「力は子どもと大人の間を区別する主要な要因」なのだ。Burke によれば「ほとんど全ての状況において、若者は大人と政府のような大人が管理する (adult-run) 組織よりも持っている力は少ない」ため、若者や子どものシティズンシップは大人が持っているものと同様ではないとし、子ども特有の不平等な力関係を指摘する。

### 4) 平等か差異か

本節ではフェミニズムとの最後の類似点として、子どもと女性のシティズンシップの主張の土台が「同じであること/平等」または「差異」に

基づいていることを議論する。子どものシティズンシップの主張は「人間として根本的に同じであり平等である」ということに基づいている。さらに女性は概して男性にはならないが子どもは大人になるため、差異に基づいた議論は「ライフコースにおける地位だけに付属する議論」である。それにも関わらず差異に基づいた議論はよく行われている。

ここで Lister は自身の「差異化された普遍主義 (differentiated universalism)」という概念をあげる。これは差異の承認と普遍性の間には常に緊張関係があり、普遍主義の達成には差異への配慮を条件とするとうことである。よって、シティズンシップの普遍性と“大人とは異なる子ども”としての差異の承認の間には緊張関係を含んでおり、シティズンシップを考える際には子どもとしての差異に配慮と承認が必要である。Roche は「子どもは完全に大人として同じ責任の束を行使すべきであると述べる者は誰もいない」と述べる。よって、Lister はシティズンシップのために子どもに参加を強制するのではなく「子どもが参加しない権利は、またリスペクト (尊重) されるべきである」と主張する。Stasiulis は「子どものシティズンシップは、陽気さや快活さや『子どもらしさ』といったもの全てを包含して子どものままである、という子どもの権利の価値を減じる傾向があるのではないだろうか？」と問う。この問いは「子どもであるという子どもの権利」を、シティズンシップのより高い要求に従属させる際には用心深い姿勢が必要であることを指摘している。

### (5) 結論

Lister は結論として、絶対的なものとしてのシティズンシップの構造から解放されることが重要であり、そのためには「シティズンシップの構築物 (the building blocks of citizenship)」自体の詳細な分析と、それぞれの構築物との関係における子どものシティズンシップの分析が重要であると述べる。そしてその作業からは、市民として包含する基準は一定ではなく、また「大人の基準を模範にするものではない」という教訓が導かれる。

Lister はここで自身の「市民であることと市民として行動することの間の区別」をあげる。市民であることは「エージェンシー（行為における主体性）と社会的・政治的な参加のために必要なシティズンシップの権利を享受すること」であり、市民として行動することは、市民という地位に見合った完全な能力を満たすことを言う。だがこの区別は子どもには適さない。なぜならシティズンシップの完全な権利を享受していない、つまり完全な市民ではなくても、エージェンシー（行為における主体性）を効果的に使い、市民として行動している子どももいるからである。

子どものシティズンシップの理論は、将来の市民として子どもを扱うのではなく、子どもを法律上の市民として完全ではなくても事実上の市民として構成し承認することや、子どもの参加の質の確保や、子どもとの関係性を変えることを大人に求めている。これは権利という視点だけでは解釈できないものである。よって生活や習慣の中にある「生きたシティズンシップ (lived citizenship)」を考えること、つまりシティズンシップを広範で

弾力性のあるものにすることが必要である。そしてそれは社会政策における実践としてのシティズンシップも含めるものとなり、全ての人におけるウェル・ビーイングを繁榮させるものとなるのだ。

### 3. 「子どものシティズンシップ」の理解と今後の課題

#### (1) 「Why Citizenship」から得られる知見

Lister の論では、まず初めにシティズンシップの概念を既存のものから広げる議論が展開されていた。図は筆者が Lister の論の展開をまとめたものである。Marshall 的なシティズンシップ論はシティズンシップを与えられる市民の条件として、経済的に自立していること、権利と義務を行使するための能力や市民としての独自の主張を行う能力を持っていることが暗黙の内に了解されていた。それは、「市民として社会に参加すること」の概念が狭義で形式的なものだったからである。そして、それを十分に持たない存在として女性や子どもは市民とは認められず、男性の従属物としてシティズンシップから排除されていた。

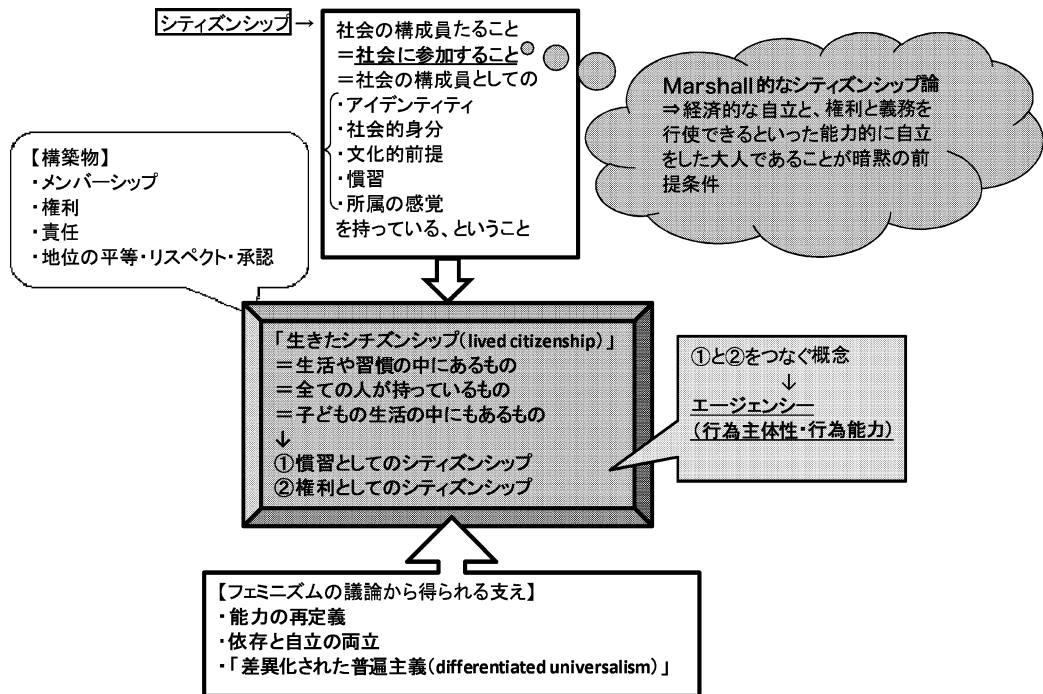


図) 生きたシティズンシップの構造 (藤村作成)

一方 Lister の主張では「市民として社会に参加すること」の意味そのものを広く捉えている。社会に参加することとは市民としてのアイデンティティや慣習などを持っていることそのものである、というのが Lister の考えである。そしてそこから人々の生活や慣習の中にある「生きたシティズンシップ (lived citizenship)」という概念を導き出した。これはシティズンシップの広範な概念化であり、社会の人々全員が共通して有しているものである。ここでシティズンシップの慣習と権利の両側面を繋げる概念として「エージェンシー (行為主体性、行為能力)」を上げる。人々は権利によってエージェンシーの活用を保障され、エージェンシーの活用によって自らの慣習を作り上げていく。また、シティズンシップの4つの構築物としてメンバーシップ、権利、責任、地位の平等・リスペクト・承認、をそれぞれどのようなものか検討し、子どもがそれにどのように関わっているのかを明らかにすることで子どものシティズンシップを捉え直している。更にフェミニズムの議論から、市民として必要とされる能力・子どもが実際に持っている能力の捉え直しを行い、経済的・身体的な依存がシティズンシップを制限するものではないことを主張する。そしてシティズンシップの普遍性に対抗するために「子どもは大人ではなく子どもである」という差異の承認を表す「差異化された普遍主義 (differentiated universalism)」を提起した。そして、結論としてシティズンシップは社会の全成員のウェル・ビーイングを高めるものであり、社会政策を考えていくときの柱になる実践的なものとして考える。

日本ではシティズンシップは「市民権」という訳を与えられてきた。この訳からは権利としてのシティズンシップしか見えてこない。よって、本論を通じてシティズンシップの概念を広く見ることが出来たのは意義深い。特に「生きたシティズンシップ (lived citizenship)」という概念はある意味戦略的である。なぜなら、今まで自立した大人 (特に男性) と国家の間の形式的な関係として理解されてきたシティズンシップを、より広く周

辺化された人々にも認められるようにすることで、その人々の社会的な存在価値を上げることが出来るからである。その意味では、特に依存とシティズンシップとしての自立の両立の議論は注目すべきである。子どものように大人に経済的な依存をしていますが、市民として意思決定をする能力は持っている。この考え方は、働き経済的に自立することで認められるという前提の上に成り立っている市場化され商品化された我々の社会の中で、子どものみならず高齢者や障害者の社会的な地位を上げる役割を果たすかもしれない。

また市民として社会に参加するというシティズンシップの普遍性を求める時には、差異への配慮と承認を必要とするという「差異化された普遍主義 (differentiated universalism)」の概念も重要である。子どもを社会に参加させるべきだという議論では、大人と同じ役割や能力を子どもに求めてしまう危険性がある。しかしそれは違う。完全に大人と子どもを「対等」にみるのではなく、大人と子どもは「平等」であって、それ以上でもそれ以下でもないのである。

## (2) 貧困研究において「子どもを主体として捉える」とは

最後に Lister の論文を通して「子どもを主体として捉える」とはどのようなことなのか検討する。「子どもを主体として捉える」とは、大人の保護下に置かれ、権利を制限・剥奪されている子どもが主体的に行動するために権利を付与する、といった単純なことではない。それは子どもがそもそも個々のアイデンティティや慣習を持っており、個々独特の能力とやり方で権利や責任を行使でき実際に行使していることを承認する、ということである。子どもは子どものやり方でエージェンシー (行為主体性・行為能力) を活用し市民として参加できる。そしてそのやり方の好悪は大人の基準で測るものでも押し付けるものでもない。大人に求められているのはそのような承認と、また子どもがエージェンシーを行使できる参加の場の確立である。エージェンシーを持って参加すること、その意見が価値のあるものとして承認されり

スペクトされること、更にはその意見を社会政策に反映させていくこと。それが子どものシティズンシップを認めることであり、これは大人の責任とも言えるのではないだろうか。

貧困研究において子どもを主体として捉える、ということもまた同じである。貧困状態に置かれた子どもを、ただ多くのものを剝奪された弱い存在として捉えてはいけない。子どもは彼らの生活の中で培った個々のアイデンティティや慣習、エージェントとして行動する能力を持っている。貧困に置かれた子どもたちもまたシティズンシップを有しているのだ。これは Lareau (2003) の研究<sup>7)</sup>にもみられる。この研究の中でワーキングクラスや貧困家庭の子どもたちは、自身の生活の中で「自分自身の時間を管理する」能力や「遊んでいるときに起きた問題を切り抜ける」能力といった社会能力を身につけている。問題なのは、それが制度化され組織化された社会において求められる社会能力としては重視されないことである。(Lareau, 2003)

この理解の上で、子どもの貧困研究には、①子どもが自身の持つ能力や可能性を広げエージェンシーを活用するためにはどのような機会や場が必要なのかを考えていくこと、②貧困が子どもたちに与える影響や制限を①と関連させて明らかにしていくこと、③それらの過程に子どもを含めていくこと、④上記の作業を通して貧困の打開策を社会に発信していくこと、が求められるだろう。

## 注

- 1) Lister 氏は現在のイギリスの貧困研究・社会政策研究を代表する研究者の一人である。イギリスの反貧困運動団体の中心的存在である「チャイルド・ポバティ・アクション・グループ (CPAG)」のスタッフとして活動し、代表も務めた。Lister 氏の研究テーマは貧困と社会的排除のほか、シティズンシップ、ジェンダー、社会保障と福祉改革、子どもと若者等多岐に渡っている。
- 2) 堀正嗣編著『子ども・権利・これから』明石書店、2008年など参照。

3) Lister (2004、翻訳 2011) は『「ちゃんとした」服をもっていない・場違いな感じがする・自信がない・情報をもっていない・手ごろな保育施設や公共交通へのアクセスが不十分である・健康状態が悪かったり疲労困憊している・生き残るための戦いに費用がかかる』といった参加への障壁をあげている。

4) 原著：Ruth Lister, 2007: *Why Citizenship: Where, When and How Children?* Theoretical Inquiries in Law, 8(2)

5) 以下特別な断りがない場合は、Lister 氏の上記の論文を参考にしている。「」内は Lister 氏の論をそのまま直訳したものである。また様々な論者が出ているが、全て Lister 氏が上記論文内で引用していたものである。

6) これはつまり、慣習としてのシティズンシップとは人々が自身のエージェンシーを活用して形作る生活そのものであり、権利としてのシティズンシップとは人々のエージェンシーの活用を保障するものである、ということだと思われる。

7) Lareau はアメリカの社会学者であり、本研究はアメリカの社会学者の中では大きく取り上げられベストセラーになったものである。本研究は「親の社会階級が子どもの生活経験へ影響を与える…道筋をつきとめる」(Lareau, 2003, P.3) ことを目的としている。そのためにミドルクラス、ワーキングクラス、貧困家庭の家族の中に観察者が入り、その生活の様子や家族の行動様式と本人たちへのインタビューから「文化構造に広がる不平等を示す」(Lareau, 2003, P.3) という参与観察法が取られている。

## 参考文献

- 浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、2008年
- Annette Lareau, 2003: *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life*, University of California Press
- 有賀美和子、『普遍主義的シティズンシップ論批判の展開：ジェンダー論の視点から』東京女子大学紀要論集 58 (2)、181-206、2008年

金子充・堅田香緒里・平野寛弥「社会政策における普遍主義の再検討—シティズンシップ理論の視角から—」日本社会福祉学会 第57回全国大会 理論第3分科会 報告レジュメ、2009年

Marshall, T. H. 1950: *Citizenship and Social Class*, Cambridge: Cambridge University Press. (『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』岩崎信彦・中村健吾訳、法律文化社、1993

年)

Ruth Lister, 2003: *Citizenship: Feminist Perspective*, (2nd edition), New York University Press

Ruth Lister, 2004: *Poverty*, Polity Press (『貧困とはなにか』松本伊智朗監訳、明石書店、2011年)

(北海道大学大学院教育学院・修士課程)